



# 4月臨時会 新体制スタート

平成27年第1回臨時会は4月10日に1日の会期で行われました。

正副議長の選挙と監査委員の選出が行われ、議長に後藤眞一氏、副議長に鈴木平一郎氏が就任。監査委員に古屋鋭治氏が選任されました。



副議長 鈴木平一郎



議長 後藤眞一

## 就任あいさつ

「十年一昔」といいますが、合併十一年目の出発時に、正副議長に就任いたしました。公共施設の再配置・高齢者生活支援・観光振興・子育て支援等、多くの課題を抱えた市は新たなスタートに立っているかと思われ、改めて議会の責務の重さを考え、真摯に向き合いたいと考えています。

市政は「執行」と「決定」に分けての二元代表制です。議会は、市の「意思決定機関」として「行政の監視」をするという原点にたつて、市民生活充実とまちづくりのために、行政と共に前進し市の未来を目指しますが、ハンドルやブレーキ、アクセルを持ち、建設的な提言を重ねていきたいと思っています。

議会は、「議会基本条例」を制定し、議会改革に努力してきました。新たに事業評価への取り組みと、より充実した討議を期して「二常任委員会」とする組織改編もしました。議会改革は常に努力し、課題解決できることで、市の活性化と市民が生き生きと生活できるまちづくりのために、市民の思いに基づき確かな討議を重ねて、合意を図りたいと考えています。

市民との対話の機会を大切にして、議会のご理解をいただけるように努力したいと思っています。市の一体感を醸成して、市民の皆様とまちづくりに取り組みたいと思います。ご意見や願いがありましたらお聞かせください。

皆様方のご指導・ご支援によって、責務を全うできればと考えています。ご協力よろしくお願い致します。

## \* 新委員会構成 \*

委員会の構成は、総務観光建設・福祉文教経済の2常任委員会と議会運営委員会・議会だより特別委員会の4委員会です。委員は次のとおりです。(◎委員長 ○副委員長)

※議会委員会条例の一部改正により、4月10日の臨時会で2委員会になりました。



### 議会運営委員会

総務観光建設・福祉文教経済の各委員会より選出され、定数は六名です。正副議長がオブザーバーとして出席します。

委員会の開催時期は、定例会開催の一週間前、また臨時会の告示後一週間以内に開催します。

その他、議会運営に関する事項、関係条例の改正等、検討の必要がある場合にはその都度、開催し議会の運営が円滑に行われるよう審議します。

佐野之一 水口哲雄 三好陽子  
鈴木照久 ◎天野佐代里 ○渡邊俊一



### 総務観光建設委員会

市長戦略部(市長公室・政策戦略課・政策推進課・財務課)、市長戦略部観光文化局(観光課・世界遺産推進課・文化振興課)、総務部(総務課・情報システム課・管財営繕課・税務課)、地域安全部(危機管理課・地域づくり推進課)、都市整備部(都市計画課・建設課・水道課・下水道課)の四部と会計課・議会事務局・監査委員事務局が所管となります。

梅原秀宣 田中正男 後藤眞一 佐野之一 内田隆久  
水口哲雄 ◎鈴木照久 ○柴田三敏 山下孝志



### 福祉文教経済委員会

市民福祉部(市民課・健康づくり課・国保年金課)、市民福祉部福祉事務所(社会福祉課・障がい福祉課・長寿福祉課・保健福祉こども子育て相談センター)、教育部(教育総務課・幼児教育課・学校教育課・社会教育課)及び経済環境部(農業商工課・環境政策課・廃棄物対策課)で構成される三部が所管となります。

古屋鋭治 鈴木平一郎 渡邊俊一 ◎三好陽子  
杉尾利治 天野佐代里 ○小澤五月江 柴田三智子

# 一般質問

今回は14名が行い当局の考え方を質しました。  
FM いずのくに(87.7MHz.)で生放送しています。

## 小野市政二年間の 自己評価と今後の課題

内田隆久

**問** スポーツワールド跡地の活用は、

**答** 市民が使えるスポーツあるいは観光への利用、さらには企業誘致をして一つのタウンにしたい。

**問** 事業者が進出可能な条件は、

**答** 全部または分割して活用する提案をしている事業者・団体がある。少し見通しがついた段階で細かな条件を考えていく。

**問** なぜ、大観宮跡地が都市計画決定公園に指定されるのか。

**答** 昭和二十七年に都市計画決定した最明寺公園の指定を外すため。

**問** なぜ、都市計画法の用途地域が商業地域である利用度の高い土地を代替えにするのか。将来、大観宮跡地活用の可能性がなくなるような都市計画決定は慎重に検討すべきでは。

**答** 予算は書類作成の委託ということと都市計画決定を確実にすると担保されたものではなく、都市計画審議会で了解を得た後、手続きを取る。



大観宮跡地

## 平成二六年度に実施された 機構改革の成果と課題

**問** 残業時間は削減されたのか。

**答** 平成二六年四月から平成二七年一月までの十カ月で、前年度比二八・五％増えている。要因は例年の一・五倍の人事異動により事務の習得に要した時間があるため。

**問** 一部の人に負担がかかる労働環境は好ましくない。効率的な人事が必要。今後の異動等で調整を図るのか。

**答** 特定の人に偏在しないよう他の職員に平準化させ、電算などを使得って効率化を図る工夫をしたい。

## 動物愛護事業の 取り組みについて

柴田三智子

**問** 野良猫を増やさない対策として、全国的に他の自治体ではT・N・R活動に対する公費助成を行っています。本市でも検討するべきでは。

**答** 公費助成については地区住民のボランティア、獣医師等の協力が不可欠であり、助成の手法や効果、活動を行うための体制等について他の自治体の状況や関係者の意見を参考に前向きに検討します。

※T・N・Rとは  
Tはトラップ、野良猫を捕獲すること。  
Nはニューター、不妊の手術をすること。  
Rはリターン、元の生活に戻すこと。



犬 & 猫 譲渡会の案内

## 市民協働について

**問** パートナーシップ事業はどのような点に力を入れて公募しますか。また、その事業をどのように将来に繋げていこうと考えていますか。

**答** 平成二六年度に引き続き、市民活動団体等が市と協働で取り組むべき課題についての自由な事業提案を募集します。パートナーシップ事業の先に見据えるのは、市民力の向上です。従来の行政主導ではなく、地域の課題を市民自らその解決や相互扶助に取り組む力が必要だと考えます。

## 福祉事業について

**問** ヘルプカード(聴覚障害者や内部障害者、知的障害者など一見障害者とは分からない方が周囲に支援を求めるときに有効なカード)の導入については。

**答** 広域で統一されたマークの運用が望ましいと考えています。現在、近隣三市三町で構成する自立支援協議会ではマークの統一化を検討しています。

## 本市の教育の情報化の基本と、 学校運営体制の変革について

佐野之一

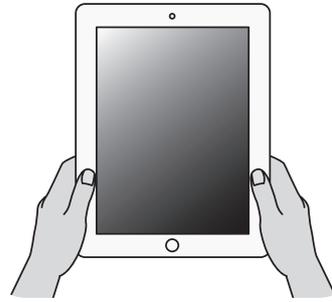
**問** 本市における教育の情報化に

対する基本的な考え方について、平成一八年のIT新改革戦略に基づくIT化政策をどのように受け止め、具体的対策を考えていますか。また、民間活力の導入といった学校運営体制の変革に目を向けていますか。

**答** 授業でのITC(情報通信技術)については、これまでの調査研究から学力の向上と深い結びつきがあることが証明されており、本市においてもこれを活用すべきと考えています。毎年、小・中学校の情報教育担当研修会を開催し、授業でのITCの効果的な活用について情報交換やスキルアップを図っています。

今後も授業実践例の提供やITC活用研修等への参加を推進し、授業における効果的な活用を広めていきます。なお、非常勤講師として民間の社会人を市内五校に配置し、授業におけるITC活用や情報教育の充実

を図っています。また、情報モラルに関する教員研修の講師にNPO団体の職員を活用し、警察や携帯関連の会社に依頼し、情報モラルの講座を開催しています。



## HOT(在宅酸素療法)患者の 支援について

**問** 支援事業と災害時の医療機関との連携体制は。

**答** HOT療法患者については、電料の負担がありますが、県内では補助している市町はありません。本市としては、現段階では助成制度は考えていません。機器は医療機関またはレンタル業者が管理しており、災害時においても二四時間体制で業者が対応し支援することになっていきます。

## 農業振興策について

梅原秀宣

**問** 後継者不足や高齢化、耕作放棄地の増加、さらには農地法の厳しい規制などで農家は苦しい状況におかれているが今後の農業振興策は。

**答** 農業委員会と連携して耕作放棄地の解消に努めている。毎年多数のニューファーマーが誕生しており、県下では最多である。環状道路の開通により観光客も増加傾向であるが、主要農産物などを積極的にPRし、販売量を増やし農家の所得を増やすとともに六次産業化も一層進めたい。安易な規制緩和は営農への影響が大きいので慎重に考えていきたい。



米価も下がり続けている

## 観光客を迎える準備について

**問** 葦山反射炉の世界遺産登録可否を控え観光客は増加傾向にあるが、ボランティアガイドへの支援策等、総合整備事業については。

**答** ガイドは歴史ガイドの会及びシルバー人材センターに委託し手当を支給する。総合整備事業では、ガイドンス施設等の整備を予定しており、総事業費は平成二七・二八年度、合計八億三五〇〇万円、完成は平成二八年一月。案内サイン看板を新規に設置し既存看板の改修を行うなど県と連携し、江川邸や願成就院などの関連施設を含めた回遊ルートも整備する。なお、新設するシティプロモーション室は本市の魅力効果的に発信する司令塔となる。

## 高齢者等交通弱者のための 地域公共交通について

**問** 実証運行の見通しは。

**答** 立花台・星和地区で予約型乗合タクシーの実証運行が始まったが、この効果や効率を充分検証し、他地区への普及について検討したい。

## 矢崎樋管周辺農地の

## 冠水対策について

杉尾利治

**問** 平成二六年十二月議会で、都市整備部長は「江間地区の区長連名で要望書をいただければ県と協議したい」と答弁している。その後の経過については。

**答** 平成二七年二月十日、県沼津土木事務所、国土交通省沼津河川国道事務所及び伊豆の国市職員で『江間川勉強会』を開催した。市は浸水被害の主な原因等を含め地元の要望について説明し、沼津土木事務所より今ある資料を用いた江間川の浸水原因の分析と対策の考え方等の説明を受けた。根本的な解決策については、今後二、三年をかけた江間川の浸水軽減の対策案を検討する『勉強会』を開催することになった。

**問** 『勉強会』とはどのような意味か。

**答** 平成二六年度県のほうでも調査をしたわけではない。県や国も事業を起こす場合に、それなりの効果があるかどうか解析し、費用対効果

を見た中で沼津土木事務所から県に予算要求をすることができると。そのため資料というものが現段階では何もなく、平成二六年度に一部コンサルタント会社が入って調査をしたようだが不足部分がたくさんある。主に県のほうで調査、浸水原因の解析、改修方法は、どういう形が一番効率がいいのかという『勉強会』。放水路を管理している国土交通省にも『勉強会』に参加してもらった。

**問** 『勉強会』という名の『調査を行う』と認識してよいか。

**答** そのとおりということ、ご理解していただいて結構。



『とよ橋』より急勾配になる分水嶺

## 広域ごみ処理に向けて

## 減量化・市民意識の高揚を

三好陽子

**問** 伊豆市との広域ごみ処理は、平成三四年の稼働を目指して施設整備が始まる。広域処理になっても、ごみの減量化は重要である。今後の対策は。

**答** 焼却ごみは、紙と布が五〇%超であり、分別の徹底で焼却ごみから紙を減らす必要がある。広報誌等での分別の周知、事業所には状況確認し指導や啓発をしていく。「農土香」で三三五世帯の生ごみを堆肥化しているが、六〇〇世帯まで受入れ可能であり、区や市民に協力を呼びかけていく。

**問** 広域になっても、ごみ処理が市民に身近なものであるよう工夫が必要では。

**答** 建設地の佐野区や周辺区を始め、広く二市の市民に説明会を開き、意見を聞きながら整備を進める。組合と二市が連携を図り、ごみの分別方法・出し方を周知していく。

## 市民と市長の懇談の機会の充実を

## 市民と市長の懇談の機会の充実を

**問** 平成二六年度は、市民一〇〇〇人のグループが申込み、市長と意見交換を行なう「ふれあいトーク」を実施した。以前のような全市民対象で個人でも参加できる場も必要ではないか。

**答** 二一回実施した「ふれあいトーク」のうち、七回が区だったことから、平成二七年度は、五一区全てで市政懇談会を実施する。



ふれあいトーク

## 中学生遠距離通学費助成の拡充を

**問** 平成二六年度から、小学生は保護者負担が解消された。中学生はいつ頃を目途に解消する考えか。

**答** 遠距離を自転車通学している生徒との公平性等の課題もあり、当面は現行のまま据え置く考えである。

## 教育委員会制度改正について

田中正男

**問** 今年四月より、法律改正で教育委員会制度が大きく変更された。(本市は二年後に施行)新制度は市長が、教育長と教育委員会委員長を統合する新教育長を任命し、市の教育方針を決める総合教育会議を招集し参加もするなど、教育現場への政治介入が危惧されるが、市長の考えは。

**答** 教育委員会の独立性は尊重しなくてはいけない。子どもの健康や命にかかわる問題の場合は、意見を述べさせていただきたい。

## 税金を正しく使う

## 公正な入札制度に

**問** 入札の予定価格の歩切り(切り下げ)をやめた時期と理由は。

**答** 国からの要請があり、歩切りにより、ダンピング受注を助長し品質や安全に支障をきたすため、平成二五年四月からやめている。

**問** 市のホームページの入札結果の表示が、予定価格は税込みで応札価格は税抜きで比較しにくい。応札業者名を応札価格順にすべきでは。

**答** 比較価格で表示し、わかりやすい入札結果表にしていく。

## 特定疾患(指定難病)者への支援を

**問** 国は平成二七年一月から特定疾患への医療費助成の制度変更をした。既認定者の低所得者は医療費の自己負担無料から、月額二五〇〇円か五〇〇〇円の負担になった。難病の低所得者に市からの支援をすべきではないか。

**答** 市としては支援について今は考えていないが、国の制度等を注視し、必要があれば検討する。

特定医療費(指定難病)受給者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
受診者	住 所 及 び 氏 名
生 年 月 日	昭和 年 月 日 性別 男
保護者	住 所 及 び 氏 名
発行機関	静岡県知事
交付年月日	平成 年 月 日
※医療機関の方へ裏面の説明を必ずご覧ください。	

受給者証

## 平和と安心・安全な生活及びまちづくりについて

鈴木照久

**問** 市民への平和推進活動の具体的な方策については。

**答** 平成二六年度から三年に一回開催していた戦没者記念式を拡大し、平和記念式として毎年開催することとしました。式典では、戦没者及び戦災犠牲者の追悼を実施するとともに、新成人による平和宣言を行いました。

平成二七年度は、市民の平和に対する意識の高揚を図るため、市の未来を担う子供たちに参加を依頼し平和について考え、行動を起こす契機となる平和記念式典を開催する予定です。

## ひとり親家庭の支援について

**問** ひとり親家庭の実態については。

**答** 平成二七年一月末の児童扶養手当受給者数は四五四件で、うち母子家庭が四一九件、父子家庭が二五件、その他の世帯が一〇件となります。母子

家庭のうち生き別れが九〇・二%、死別が一・二%、未婚が八・四%であり、父子家庭では生き別れが八八%、未婚が四%となっています。全国的な率と同様な数値となっています。

**問** 貧困の連鎖への対応は。

**答** 生活困窮の原因として、社会的に孤立し、必要な支援を受けられないことから一層困窮な状況に置かれることがあげられます。

市としては、ひとり親家庭は生活困窮状況から早期に自立できるよう支援するため、平成二七年度に福祉事務所内に、保健福祉・こども・子育て相談センターを設置し、総合的な相談に対応するとともに、生活困窮者自立支援法に基づいた相談窓口を開設するなど、相談しやすい体制づくりをします。



## 平成二七年度

## 予算編成について

水口哲雄

**問** 伊豆の国市の適正な財政規模はどのくらいと考えていますか。

**答** 年度、年度で予算をめぐる状況は変化します。また、国の政策や制度改正などの影響も大きく、適正な財政規模を一概に論じるのは難しいと考えます。

**問** 市債の発行額についての基本的な考えは。

**答** 単に地方債に依存した予算編成ではなく、発行額や起債残高が過去の水準を大きく逸脱しない範囲にとどめ、財政の健全度に留意し、規律ある財政運営を続けていきます。

**問** 市債のうち臨時財政対策債の活用についての基本的な考え方は。

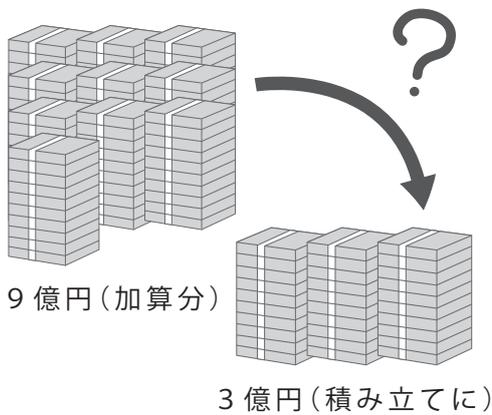
**答** 臨時財政対策債は交付税算入があるという点で一般単独事業債等よりも有利な地方債であると言えます。地方債全体の規律ある活用を行う姿勢を堅持しつつ、今後とも臨時財政対策債を適切に活用して

いく考えです。

**問** 合併算定替えによる加算分約九億円の一定割合を将来に備え基金等に積み立てるべきだと考えますが。

**答** 合併算定替えの交付税の減額幅が想定のごとくにとどまったとしても財政運営に対する影響は大きい。厳しい財政状況の中、積立金の捻出がどこまで可能かどうかという問題もあります。

議員の提案の趣旨は十分に理解するものの、現時点でそうした対応を確約することはできない。合併算定替えの結果、終了を見通した財政計画を平成二七年度中に策定していく中で、今後検討していきたいと考えています。



## 投票率向上の対策について

小澤五月江

**問** 投票率向上のための施策として大型商業施設などに期日前投票所を設ける考えは。

**答** 大型商業施設等へ期日前投票所を設置することについては、メリットがある一方で費用面や具体的な事務手続きについての課題があることから、慎重に検討する必要があると考えている。



## シティプロモーション室の

## 取り組みについて

**問** 地域の魅力の創造やその情報発信をしていくための具体的な施策は。

**答** 葦山反射炉をはじめとする歴史文化など豊かな地域資源を有効活用することにより、まちの魅力を高

め効果的に宣伝・情報発信をしていくことで、市の知名度・好感度などを上げていくことがシティプロモーション室の目的と業務内容。

シティプロモーションを効果的に展開していくための全庁的な取り組みに対し、その戦略を練り司令塔の役割を果たしていく中で具体的な施策を決定していくことになる。

## 手話通訳者育成講座について

**問** 目的と参加人数及び他市町との連携について。

**答** 聴覚障害者の地域交流を、より円滑にし、日常会話を行えるような手話及び手話表現技術を習得することが目的。平成二四年度から平成二六年度までに三二名が講座を終了している。本市は九名の手話通訳者が登録されているが、近隣市町にも登録者がいるのでお互いに依頼して支援通訳をお願いしている。



## 補正予算「地方創生」 交付金制度について

柴田三敏

**問** 本市の企画プランは。

**答** 介護人材育成事業、地産地消商品・販路開発支援事業、シテイプロモーション推進事業及び歴史ガイドの委託。また、育児応援モバイルサイト構築などを計画している。

**問** 公衆無線LAN(Wi-Fi)設置については。

**答** インバウンド対策としても重要

と考えており、宿泊施設及び公共施設への整備を計画。整備されていない宿泊施設については、無料公衆無線LAN設置に係る整備費を補助しようとするものである。また、公共施設のうち葦山反射炉、アクシスカ

### ※Wi-Fi(ワイファイ)とは

無線でネットワークに接続する技術。似たような言葉に「無線LAN」がありますが、同じものと考えて問題ありません。Wi-Fiを利用すれば、屋外でも高速にネットワークに接続したり、便利にネットワークを使いこなすことができます。



つらぎ、葦山時代劇場などの観光・文化施設の整備も考えている。

### 消費喚起と交流人口増加策は

**問** 地域振興券については。

**答** 消費喚起型の交付金を活用して、平成二五年度まで商工会で実施していたプレミアム商品券のプレミアム率を二〇%に上げて一万二〇〇〇円分の商品券を一万円で販売する予定。なお、一八歳以下の子供が三人以上いる多子世帯に対しては、八〇〇〇円で販売する予定。

また、伊豆の国満喫券と称する商品券も販売。市内の宿泊施設を利用した宿泊客に対して、市内の観光施設やお土産の購入などで使える四〇〇〇円分の商品券を三〇〇〇円で販売する予定。

**問** 長岡温泉場通りの活性化については。

**答** 平成二七年一月から地元住民を中心としたメンバーによるワークショップを始めている。温泉場通りの整備や通りを活用した観光施策など、将来のビジョンの構築を進めている。

## 公共施設の適正配置

### (庁舎のあり方)について

天野佐代里

**問** 葦山支所機能移転などで、分散

している支所機能は市民のためになっているか。新庁舎建設の考えは。

**答** 庁舎の集約化や新庁舎建設は重要なテーマ。平成二七年度当初予算に新庁舎建設基礎調査費六〇〇万円を計上。公共施設総合管理計画策定を急ぎ、平成二七年度には評価を取りまとめ施設案を示したい。合併特例債の活用で建設費約四二億円(函南町庁舎相当)が一六億円弱程度の試算となる。

**問** 伊豆長岡庁舎の老朽化については。

**答** 平成一九年に耐震補強工事一億一五五〇万円、受変電設備・非常用電源装置改修工事九五七三万円、平成二一年空調機入れ替え工事二九四〇万円、平成二二年省エネ照明設備工事四五二七万円を実施。三五年経過し、雨漏りや配管等の補修修繕を必要に応じその都度実施している。

## 地方創生(若者の定住促進)

### について

**問** 国の重点施策の、財政支援・人的支援を有効に活用した事業化が望まれるが。

**答** 地域活性化本部を設置して総合戦略を策定し、人口減少対策や地域活性化策などの基本方針を全庁をあげて迅速に実施していく。

**問** 官民の連携については。

**答** 雇用確保のための就職相談セミナーの開催や、定住促進のための空き家情報の提供などは、行政単独でも事業者単独でも対応が難しい。有識者会議を設置し、産業界や教育機関等の知恵を借りながら、定住促進を推進するため、現実に即した効果的な施策の立案をしていきたい。



空っぽの葦山支所

## 伊豆半島観光協会の設立は

後藤眞一

**問** 修善寺総合会館の伊豆半島ジオパーク関係施設の仕組みは。

**答** 平成二八年開始。観光情報提供・研究機能・博物館機能を有する。

**問** 伊豆半島観光協会の設立は。

**答** 広域連携組織「美しい伊豆創造センター」の設置。首長会議をトップに観光・ジオパーク・道路部会等、伊豆半島のブランドデザイン推進を。

**問** 国交省選定の道の駅のネットワーク化の仕組みとねらいは。

**答** インバウンド観光・観光総合窓口・地方移住等の促進に取り組む。

**学校施設のあり方について**

**問** 小学校外トイレの改修を。

**答** 校舎内トイレの洋式化改修が終わり次第、順次検討する。

**問** 移動の危険を避けるため学習用テレビ一台の購入は。

**答** 平成二七年度購入予定。諸検査のための専門家の配置は。

**答** 発達支援センターの事業として、本年度も実施する。

**問** 支援員の増員と研修の機会を。

**答** 単年度任用であるが、可能な限り機会を与えたい。

**子どもの貧困について**

**問** 捉え方と、本市の実情は。

**答** 高校未進学者や中退者は、正規雇用者となることが難しく貧困の連鎖につながりやすい。正確な数字はない。

**問** 対象児童への支援は。

**答** 国の法律や大綱に基づき教育機関・関係団体等と連携して取り組む。

**問** 具体的対策は。

**答** 平成二七年四月スタートの「保健福祉・子ども・子育て相談センター（大仁支所内）」は経済問題・虐待・DVなどまとめ一箇所対応するための組織で相談の強化を図る。



保健福祉・子ども・子育て相談センター

## 合併十年が過ぎ、次の段階へ

山下孝志

**問** 広域連携についての考えは。

**答** 広域連携は重要な取り組みと考えます。例えば人口減少対策について、現在は市町ごとフルパッケージの政策を検討しているが、企業誘致を積極的にを行い昼間の人口と法人

の住民税・固定資産税の確保を目指す市町と、その周辺にあつて進出企業の従業員に居住地を提供し、夜間人口と個人の住民税・固定資産税の確保を目指す市町の連携があつてもよいのではないかと考えます。

また、観光交流人口の増加策についても、市町ごと別々の施策展開では国内外への訴求力に限界があり、広域的な連携を図っていくことが必要です。

**問** 現在の広域連携の実施状況と今後の取り組みについては。

**答** 伊豆市及び函南町との田方地区消防組合や田方救急医療協議会の設置、伊豆保健医療センターの運営、

三島市及び伊豆市との電算センター協議会による電算システムの共同利用、県東部地区十二市町との住民票交付に係る事務委託の締結などを行つていきます。

平成二七年四月より伊豆市と廃棄物処理施設組合を設置するほか、伊豆半島七市六町首長会議の主導のもと、美しい伊豆創造センターを設立します。平成二八年四月には、沼津市を含む四市三町による駿東伊豆消防組合の設置も予定されています。

**問** 伊豆市・函南町との施設の共同

利用、事業の共同実施等については。  
**答** まずは、住民の生活圏域を同じくする隣接市町との連携を目指すことで、旧田方郡内の伊豆市及び函南町との連携は重要と考えています。



# 平成27年第1回(3月)伊豆の国市議会定例会

平成27年第1回(3月)議会は、2月24日から3月19日までの24日間の会期で行われ、平成26年度補正予算・条例の制定・改正、平成27年度一般会計予算・特別会計予算などについて審議された。

## 審議結果・賛否一覧表

議案番号等	議案の名称	審議結果	小澤五月江	内田隆久	梅原秀宣	柴田三敏	佐野之一	杉尾利治	天野佐代里	渡邊俊一	鈴木照久	柴田三智子	後藤眞一	田中正男	鈴木平一郎	山下孝志	水口哲雄	三好陽子	古屋鋭治	
第1号	伊豆の国市大仁町史刊行委員会条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第2号	地域支援事業の実施の猶予に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第3号	伊豆の国市特定教育・保育等の利用者負担額に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第4号	伊豆の国市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第5号	伊豆の国市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第6号	伊豆の国市職員定数条例及び伊豆の国市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第7号	伊豆の国市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第8号	伊豆の国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	-
第9号	伊豆の国市高齢者レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	-
第10号	伊豆の国市高齢者温泉交流館の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	-
第11号	伊豆の国市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	-
第12号	伊豆の国市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第13号	伊豆の国市子育て支援施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第14号	伊豆の国市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第15号	平成26年度伊豆の国市一般会計補正予算(第6号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第16号	平成26年度伊豆の国市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第17号	平成26年度伊豆の国市介護保険特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第18号	平成26年度伊豆の国市簡易水道等事業特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第19号	平成26年度伊豆の国市下水道事業特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第20号	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第21号	道路の路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第22号	伊豆の国市と伊豆市との間で共同設置しようとする廃棄物処理施設整備の事務の委託の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第23号	伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の設置について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第24号	田方地区消防組合規約を変更する規約について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第25号	駿東伊豆地区消防救急広域化協議会規約の一部を変更する規約について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第26号	伊豆市・伊豆の国市公平委員会委員の選任の同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第27号	伊豆の国市教育委員会委員の任命の同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第28号	伊豆の国市指定金融機関の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第29号	平成27年度伊豆の国市一般会計予算	可決	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	-
第30号	平成27年度伊豆の国市国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	-
第31号	平成27年度伊豆の国市後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	-
第32号	平成27年度伊豆の国市介護保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	-
第33号	平成27年度伊豆の国市楠木及び天野揚水場管理特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第34号	平成27年度伊豆の国市簡易水道等事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第35号	平成27年度伊豆の国市下水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	-
第36号	平成27年度伊豆の国市上水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第37号	伊豆の国市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第38号	平成26年度伊豆の国市一般会計補正予算(第7号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
委提第1号	伊豆の国市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

※1 ○印は賛成、×印は反対 ※2 議長(古屋鋭治)は、可否同数の裁決以外は採決に加わらない。

## 議会だより特別委員会

総務観光建設・福祉文教経済の各委員より三名が選出され、六名で構成されています。

議会だよりは年四回、定例会後に発行しています。

委員は、長時間にわたる討論を限られた字数でまとめ、分かりやすさを目標に、編集と校正作業に努めています。「議会だより」を通して、市民の皆様と対話でき、開かれた議会となることを願っています。



山下孝志 柴田三敏 三好陽子  
○小澤五月江 ◎田中正男 天野佐代里

## 平成 27 年第 1 回 (4 月) 伊豆の国市議会臨時会

## 審議結果・賛否一覧表

議案 番号等	議案の名称	審議 結果	小澤 五月江	内田 隆久	梅原 秀宣	柴田 三敏	佐野 之一	杉尾 利治	天野 佐代里	渡邊 俊一	鈴木 照久	柴田 三智子	後藤 眞一	田中 正男	鈴木 平一郎	山下 孝志	水口 哲雄	三好 陽子	古屋 鋭治	
第 39 号	専決処分の報告について(伊豆の国市税条例等の一部改正)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第 40 号	専決処分の報告について(伊豆の国市国民健康保険税条例の一部改正)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第 41 号	伊豆の国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第 42 号	伊豆市伊豆の国市公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
第 43 号	伊豆の国市教育委員会委員の任命の同意について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

※1 ○印は賛成、×印は反対 ※2 議長(古屋鋭治)は、可否同数の裁決以外は採決に加わらない。

## \*平成 27 年中の議会の開催予定\*

## 次回議会の予定

## 平成 27 年第 2 回 (6 月) 議会

6 月 2 日 火 …… 議会初日  
6 月 3 日 水 …… 一般質問初日  
6 月 25 日 木 …… 議会最終日

## 平成 27 年第 3 回 (9 月) 議会

8 月 31 日 月 …… 議会初日  
9 月 1 日 火 …… 一般質問初日  
9 月 30 日 水 …… 議会最終日

## 平成 27 年第 4 回 (12 月) 議会

11 月 27 日 金 …… 議会初日  
11 月 30 日 月 …… 一般質問初日  
12 月 21 日 月 …… 議会最終日

※本日程は予定であり、都合により変更する場合がありますので、ご了承ください。  
※各定例会の正式な日程は、定例会前に開かれる議会運営委員会で決定されます。